

育児休業等期間中の社会保険料 (健康保険・厚生年金保険)の免除

制度の概要

事業主の方が年金事務所又は健康保険組合に申出をすることによって、育児休業等（育児休業又は育児休業の制度に準ずる措置による休業）をしている間の社会保険料が、被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除される制度です。

免除期間

育児休業等を開始した日が含まれる月から、終了した日の翌日が含まれる月の前月までの期間（ただし、子が3歳に達するまで）

- ※ 社会保険料の免除を受けても、健康保険の給付は通常どおり受けられます。また、免除された期間分も将来の年金額に反映されます。
- ※ 賞与・期末手当等にかかる保険料についても免除されます。
- ※ 厚生年金基金においては、事業主から申出があった場合、代行部分に対する掛金が免除されます。加算部分の掛金についての負担をどうするかは、それぞれの基金が規約で定めることになっています。

手続

事業主の方が「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」を年金事務所又は健康保険組合に提出します。

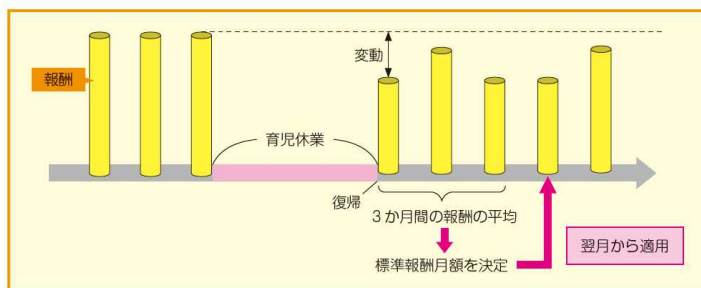
また、厚生年金基金においても、事業主の方が掛金免除の申出書を基金に提出することになっています。

育児休業等終了後の社会保険料 (健康保険・厚生年金保険)の特例

制度の概要

育児休業等を終了した（育児休業等終了日において3歳に満たない子を養育する場合に限り）後、育児等を理由に報酬が低下した場合、被保険者が実際に受け取る報酬の額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがあります。このため、変動後の報酬に対応した標準報酬月額とするため、育児休業等を終了したときに、被保険者が事業主を経由して保険者に申出をした場合は、標準報酬月額の改定をすることができます。

標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日が含まれる月以後の3か月間に受けた報酬（支払基礎日数[※]が17日未満の月は除く）の平均額により決定し、その翌月から改定されます。これにより、実際の報酬に応じた標準報酬月額（保険料負担）となります。



手続

被保険者の方が、事業主の方を経由して「健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届」を年金事務所又は健康保険組合に提出します。

その他

厚生年金基金においては、代行部分に対応する掛金負担が厚生年金本体と同様に改定されます。加算部分の掛金について改定を行うか否かは、それぞれの基金の規約で定めることになっています。

(注) 支払基礎日数とは（原則）

月給者 各月の暦日数

月給制で欠勤日数分に応じ給与が差し引かれる場合は、

就業規則等に基づき事業所が定めた日数 - 当該欠勤日数

日給者 各月の出勤日数

お問い合わせ先

年金事務所、健康保険組合
又は厚生年金基金

- 育児休業等期間中の社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の免除措置
- 育児休業等終了後の社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の改定